

第10回宮城県景観審議会会議録

日 時：令和元年8月20日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎18階 1802会議室

○次第

1 開 会

2 会議録署名人の指名

3 議 題（3件）

（1）仙南地域における広域景観形成とスケジュールについて

（2）仙南地域広域景観マスタープランの修正について

（3）仙南地域広域景観計画について

4 その他

5 閉 会

○出席委員

紺野純一	一般社団法人東北観光推進機構専務理事 推進本部長
佐藤久美子	みやぎおかみ会幹事（遠刈田温泉 旅館源兵衛 女将）
鳥羽妙	尚絅学院大学総合人間科学系准教授
福屋粧子	東北工業大学工学部准教授
二橋宏樹	東北地方整備局建政部長
舟引敏明	公立大学法人宮城大学事業構想学群教授
森山雅幸	公立大学法人宮城大学名誉教授，森山アソシエイツ代表
横山英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役
吉川由美	有限会社ダ・ハ プランニング・ワーク代表取締役
佐藤昭	塩竈市長（代理）

（以上10名）

○議 事

令和元年8月20日（火）午後1時30分開会

1 開 会

○司会（武内総括） ただいまから第10回宮城県景観審議会を開催いたします。

はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点で9名の委員の皆様にご出席をいただいております。定足数の5名を超えておりますので、景観審議会条例第21条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に、傍聴される皆様をお願いいたします。お手元にお配りしております注意事項を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。

次に、本日の配布資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に「説明資料」を送付しております。また、机上に「次第」、「委員名簿」、「座席表」を配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は条例の規定により会長が行うこととなっておりますので、森山会長、よろしくをお願いいたします。

2 議事録署名人の指名

○森山議長 それでは本日もよろしく申し上げます。議事に入ります前に、傍聴人（報道機関）の方から撮影の希望がございましたので、冒頭部分のみの撮影を許可します。

それでは、当審議会運営要領により、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。紺野純一委員と鳥羽妙委員をお願いいたします。

3 議 題

（1）仙南地域における広域景観形成とスケジュールについて

○森山議長 それでは、議事に入りたいと思います。まず、議題「仙南地域における広域景観形成とスケジュールについて」を、事務局より説明願います。

○事務局（本間行政班長） それでは、事務局から説明いたします。大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。はじめに、議題（1）仙南地域における広域景観形成とスケジュールについて説明いたします。関係する資料は、資料1「仙南地域広域景観計画等を策定する目的」、資料2「仙南地域広域景観マスタープラン及び仙南地域広域景観計画策定の流れ」です。

まず、資料1「仙南地域広域景観計画等を策定する目的」を御覧ください。本資料は、本審議会の開始から2年が経ったことから、現時点において、委員の皆様に対し、仙南地域で策定しようとしている広域景観計画が、どのような目的によって、どのようなことを定めようとしている

のか、県と市町の役割分担がどうあるのかなどを、今一度確認していただくための資料となっております。

それでは、資料の内容の説明に入ります。「1. 「広域景観」について」を御覧ください。仙南地域で策定しようとしている計画は、広域景観計画ですが、そもそも「広域景観」とは、複数の行政区域にまたがって、同じ特徴を持つ景観であるといわれています。このような広域的な景観形成を推進するに当たっては、抜粋にはなりますが、景観法運用指針において「関係する地方公共団体が目指す景観の目標像を共有し、広域的な景観の形成のためのマスタープランを作成することも考えられる」とされ、広域的な景観形成に当たりマスタープランを作成する手法が示されております。

これを踏まえ、資料の「2. 宮城県における仙南地域の景観形成の取組について」に続きます。運用指針で広域景観の形成のために市町村と連携したマスタープランの作成の考え方が示されたことを受け、蔵王や白石川、阿武隈川など類似した景観の要素が市町境を超えて存在している仙南地域が、広域的な景観形成の推進を図ることがふさわしい地域であり、また、その取組を契機として、観光における景観の活用にもつなげたいとの思いもあり、マスタープランの作成と景観法に基づく景観計画の策定に着手したものです。

このことから、仙南地域広域景観計画は、マスタープランの考え方を引き継ぎ、景観法に基づく法定計画として、届出による行為の制限が必要な区域を定め、景観の保全・形成を図ろうとするものになります。広域的な取組をきっかけに、より充実した取組を実現するためには、地域の特色に応じてきめ細かに、市町村が中心的な役割を担っていくことが望ましいことから、関係市町村が景観行政の主体である景観行政団体へ移行し、県が継続的に支援しながら、仙南地域広域景観計画を下地にして市町の個別の景観計画へと発展させ、景観づくりの取組の充実を図っていくことが重要と考えております。

次に、資料の「3. 景観法に基づく「景観計画」について（制度概要）」を御覧ください。景観法による景観計画について、その策定主体や景観計画に定める内容など制度概要を御説明します。景観法では、景観計画は、景観行政団体が定めることができる（第8条第1項）とされており、宮城県においては、県は法の規定により景観行政団体である（第7条第1項）ものの、仙南の市町村が景観行政団体になるためには県との協議を経ることが必要とされております。次に、景観計画に定める内容としては、良好な景観形成を図る区域である「景観計画区域」（第8条第2項第1号）と「行為の制限に関する事項（届出対象行為、景観形成基準）」（第8条第2項第2号）が必須記載事項となっております。また、任意記載事項ではありますが、行為の制限を定める上で、どのような方針の下に景観形成を図って行くかを「良好な景観の形成に関する方針」

（第8条第3項）として定めることが望ましいとされております。その他、景観重要公共施設の整備に関する事項などについても、必要に応じて定めることができるものとされております。なお、参考までに、計画運用開始後の届出制度の具体的な流れについては、図に記載のとおりとなっております。

資料1の裏面を御覧ください。次に、「4. 宮城県における「仙南地域広域景観計画」の策定方針」について御説明します。裏面については、仙南地域広域景観計画を契機に、景観形成の取組を進めていく上での県と市町の役割分担や、計画区域や計画に盛り込む内容の概要を記載しております。

まず、「(1) 県と市町の役割分担の考え方」について、資料表面の説明と重複する部分もありますが、景観法では、景観行政は地域の特色に応じたきめ細かな方策をとるためにも、基礎的自治体である市町村が景観行政団体となり、官民が協力・連携した景観形成に取り組むことが望ましいとされております。一方で、仙南地域のような広域で一体的な景観を有している場合には、広域行政の主体である県が市町間を調整しつつ、景観形成に連携して取り組むことが求められています。このため、県が策定するマスタープランや広域景観計画は、広域的な観点からの景観形成の取組のきっかけや、緩やかな基準からの景観誘導を開始するものと捉えております。一方、市町の役割としては、広域景観計画を下地として、その延長上には、住民等と連携した良好な景観形成や地域の実情を踏まえた届出対象行為の規模要件や景観形成基準をきめ細かなものへと見直しを図るなど、市町が取組を充実させることにより、景観を通した魅力ある地域のまちづくり、景観まちづくりへとつなげていくことが大切であると考えております。その実現のためにも、県としては広域景観計画策定後も引き続き市町を支援してまいります。

次に、「(2) 景観計画区域の指定について」を御覧ください。詳細は、議題(3)での説明となりますが、指定する景観計画区域の数は1区域とし、その区域の中には、自然公園法の許可地域として既に景観の保全・形成が図られている地区を除いた12地区を位置づけたいと考えております。

次に、「(3) 「仙南地域広域景観計画」の構成と策定方針」を御覧ください。先ほど、景観計画制度の概要を説明いたしましたが、ここでは仙南地域広域景観計画の構成について御説明します。詳細は、議題(3)での説明となりますが、行為の制限を定める上で、どのような方針の下に景観形成を図って行くのかを「良好な景観の形成に関する方針」として定めます。良好な景観形成に関する方針は、全地区に共通する基本方針と地区ごとに定める景観形成方針の2段構成とします。必須記載事項の行為の制限に関する事項については、届出対象となる行為ごとに、景観形成方針を踏まえた景観形成基準を定め、基準との適合を求めるものです。景観形成基準は、全地区共通の基準と地区ごとに定める基準の2段構成を今後具体的に考えてまいります。なお、一番下に記載の景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針についてですが、個々の建造物・樹木の指定は、今回の景観計画が、今後の市町の景観計画の下地となるものであることから定めないものとし、景観計画区域内の各地区の実情に応じて、市町それぞれが定める方が望ましいと考えております。

資料1についての説明は以上です。

次に、資料2「仙南地域広域景観マスタープラン及び仙南地域広域景観計画策定の流れ」について、御説明します。赤枠で囲んだ今回の議題は記載のとおりですが、修正したマスタープランを御審議いただき大枠を決定したいと考えております。また、仙南地域広域景観計画について、景観計画区域の設定の考え方、良好な景観の形成に関する方針について御説明します。その後、11月上旬に予定している次回の景観審議会においては、マスタープランのほぼ最終形と広域景観計画の素案を付議し、この段階で広域景観計画も大枠を決定したいと考えております。さらに、パブリックコメントと景観法で規定されている都市計画審議会の意見聴取(第9条第2項)を経て、令和2年1月下旬予定の景観審議会において、マスタープラン及び広域景観計画ともに確定したいと考えております。その後は、策定告示へ向けた手続きを進め、来年の10月に仙南地域広域景観計画の施行及び運用開始を目指して参ります。裏面は、全体の今後のスケジュールをまとめたものですが、先ほどの説明と重複しますので、後ほど御覧ください。

議題（１）についての説明は以上です。

○森山議長 どうもありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様からの御発言、御意見をお願いします。

（福屋委員が到着され、１０名全員の出席となる）

特に御意見がないようですので、次に、議題「仙南地域広域景観マスタープランの修正について」を、事務局より説明願います。

（２）仙南地域広域景観マスタープランの修正について

○事務局（本間行政班長） 次に、議題（２）仙南地域広域景観マスタープランの修正についてですが、その前に、マスタープラン及び仙南地域広域景観計画の関係を御説明いたします。資料３の「第９回宮城県景観審議会からの修正の概要」の「１ 仙南地域広域景観マスタープラン及び仙南地域広域景観計画」を御覧ください。

これまでの審議会で説明してまいりました仙南地域広域景観計画は、仙南地域広域景観計画の中に第１部としてマスタープラン、第２部として広域景観計画がある構成としていました。これについて、マスタープランの見直しを進める中で、景観法に基づかない仙南地域広域景観マスタープラン部分と、景観法に基づく仙南地域広域景観計画部分をそれぞれ別計画として策定することが望ましいと考えました。それぞれ別計画として策定する理由については、資料６のマスタープランの修正案の４ページをお開きください。各計画の位置づけを記した模式図を掲載していますが、仙南地域広域景観マスタープランは、マスタープランから水色の市町景観計画へと矢印が伸びており、今回の仙南地域広域景観計画に限らず、将来の市町の個別の景観計画など仙南地域で策定される景観計画の参考となるものであることから、仙南地域広域景観計画とは一体とせず、上位の方針として位置づけることが適切であると考えたためです。

次に、仙南地域広域景観マスタープランの修正について御説明いたします。関係する資料は、資料３「第９回宮城県景観審議会からの修正の概要」、資料４「前回（第９回）審議会の委員意見に対する修正・変更箇所まとめ」、資料５「仙南地域広域景観マスタープランの主な修正内容」、資料６「仙南地域広域景観マスタープラン」の本文冊子です。

修正したマスタープランは資料６ですが、３月に開催しました第９回宮城県景観審議会での委員からの御意見を踏まえ、大幅な修正を図っており、赤文字部分が前回からの修正箇所となります。なお、委員からの御意見への対応については資料４「前回（第９回）審議会の委員意見に対する修正・変更箇所まとめ」にまとめております。また、マスタープランの修正概要については、資料５「仙南地域広域景観マスタープランの主な修正内容」に記載しております。

修正内容が多いことから、本日の説明では、マスタープランの体系を踏まえながら、主要な部分を中心に説明いたします。資料３の１ページ、「２ 仙南地域広域景観マスタープラン」と資料６のマスタープラン本文冊子の５ページをお開き願います。修正は、第９回宮城県景観審議会において、「景観の表現が弱い、十分でない」、また、「景観重点区域がどのような過程を経て選定されたものか不明瞭」との委員からの御意見を受け、その原因として、マスタープラン冒頭

である第1章の「1. 仙南地域の景観の素地と概況」において、仙南地域にどのような景観が見られるかという内容の説明が不足しており、そのため読み手に十分な理解が得られず、景観重点区域の選定理由へもつながっていかないのではないかと分析しました。5ページの体系図一番上の緑色の楕円、「1. 仙南地域の景観の素地と概況」を質と量の両面から景観概況の説明をしっかりと掘り下げることとし、資料5に記載したとおりの様々な修正・加筆を図っております。説明を補強した景観概況の中の主な項目について、一例を御説明します。資料6の8ページをお開き願います。8ページに記載した地形については、仙南地域を象徴する蔵王が活火山であることが現在の豊かな景観を形成している素地となっている大前提であることから、その説明を追加し、また、蔵王連峰とは別の、特徴のある地形構造である阿武隈山地についても、改めてその説明を追加しました。11ページをお開き願います。河川（流域・水系）は、水が視覚的な景観要素のみならず、生活用水や農業用水、かつては都市防衛に利用されるなど、極めて多岐にわたる景観に関する要素を含んでいるため、その説明を追加しました。また、31ページに記載している民俗工芸については、市町から御提供いただいた資料を基に説明を補強しております。

5ページにお戻りください。ただいま一例を申し上げました「1. 仙南地域の景観の素地と概況」をしっかりと説明することで、緑色の矢印が伸びているとおり、景観概況を整理して得られる「2. 広域的観点から見る仙南地域の景観特性」へのつながりを明確化しました。この景観特性は、さらに矢印が伸びているとおり、その後の「第2章 景観形成に係る基本理念と方針」、 「第3章 重点的な取組」を考える上での大元となるものです。

次に、「第2章 景観形成に係る基本理念と方針」の主な修正について説明いたします。53ページをお開きください。第1章で整理した景観特性を踏まえ、景観形成方針を定めるために、仙南地域で見られる広域景観をイメージとしてまとめております。このイメージは、景観を立体空間として見たときに、蔵王や阿武隈山地が仙南地域を取り囲み、徐々に手前に掛けて、丘陵地の緑、河川沿いに広がる田園、平野部に広がる都市・町場、最後にそれらをつなぐ河川や交流、流通による軸（ネットワーク）の概念を模式化したものです。このイメージを面的に捉えたものが、次ページ（54ページ）に記載している「仙南地域の広域景観の構造図」となります。この構造図では、仙南地域の様々なところから望むことができる蔵王を象徴として位置づけ、「蔵王・阿武隈山地ゾーン」、「丘陵地景観ゾーン」、「田園景観ゾーン」、「歴史的な都市・町場」、「河川軸」また、人々の営みを支える「交流・流通軸」に大別しております。これらゾーンごとに57ページから66ページにかけて景観形成方針を記載しております。

次に、「第3章 重点的な取組」について説明いたします。67ページをお開きください。本章では、景観重点区域がどのように選定されるのか考え方について見直しし、修正を図っております。ページの下部にフローを掲載しております。まず、景観重点区域を抽出するに当たっての前段階として、第1章でまとめた景観特性が色濃く見られるエリアはどこかということ整理し、それを68ページから73ページにかけて、景観特性が見られる該当エリアということで抽出しています。該当エリアの状況について、市町と意見交換しながら景観特性を確認した上で、この該当エリアを地理的なまとまりで整理することによって、74ページ以降の景観重点区域を選定しているという流れとなっております。具体例としては、72ページの特性3の片括弧1の①白石城下町と73ページの片括弧3の⑧奥州街道と宿場町の該当エリアが、それぞれ白石市の市街地中心部に関係する要素のため、地理的にひとまとまりと考え、景観重点区域としては81ページの15番の白石市中心部地区としております。今回のマスタープランの修正による景観重点区

域の見直しについては資料3の2ページの表を御覧ください。マスタープランの精査の過程により、一部で区域名を変更しています。また、七ヶ宿湖周辺及び七ヶ宿街道沿道、遠刈田温泉周辺及び蔵王沿道農村集落は、区域界がそれぞれ接しているため、あえて別地区とする理由に乏しいことから地区を統合し、それぞれ地区名称を「七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区」、「遠刈田温泉・農村集落地区」に改めております。この地区の統合により、景観重点区域の地区数は、修正前の18地区から修正後は16地区へと減少しております。なお、マスタープランにおける景観重点区域は、区域の大まかな位置を示すことまでを役割とし、区域界の指定の考え方は広域景観計画で明示することとしておりますので、議題（3）で御説明します。

再び資料6の5ページへお戻りください。体系図の一番下の部分で、景観重点区域のうち、景観法に基づく景観計画区域として、仙南地域広域景観計画に位置づける景観重点区域は茶色の矢印の流れとしております。一方で、緑色の矢印の流れについては、自然公園法の許可地域を含む景観重点区域を示しており、自然公園法が環境保護に加え景観保全や風致維持を目的のひとつとしており、自然公園法の許可制度による景観の保全が図られていることから、他の自治体の景観計画の例も踏まえ、現時点では景観法に基づく景観計画区域の指定はしないと考えております。この詳細については、議題（3）について改めて御説明します。

以上が、マスタープラン修正に関する概要ですが、マスタープランの役割は、景観概況の整理から始まり、仙南地域広域景観計画へとつながる景観重点区域を示すまでとしております。

議題（2）の説明は、以上です。

○森山議長 どうもありがとうございました。

説明していただいた資料の中で理解できなかつたり、内容について修正ができていないと考えられるような疑問をお持ちの方がいらっしゃるかもしれません。ただいまの事務局からのマスタープラン修正の御説明について、御質問等ございましたらお願いします。

今回、各委員の前回審議会での御意見も踏まえて修正された事前説明を受けたかと思えます。したがって、概ね修正されていると思えますので、大枠で御承認いただけるかと考えています。今回の大事な議題になっておりますので、意見等ございましたらお願いいたします。

舟引委員いかがですか。

○舟引委員 大枠という意味でよく整理をされたのではないかなと思います。ただ、ちょっと気になっているのは、中身の話ではなく枠組みの話で、マスタープランと広域景観計画というその全体の枠組みが法律的なものがベースになっているので、皆さん必ずしも理解しにくいんじゃないかという危惧をかなり持っています。

何が難しいかという、県の行政と市町の行政との階層性というんですか、2段階の構造になっているのと、それと景観法で出てくる景観計画の法的な景観計画の役割分担が必ずしも十分明確に、普通の人にとってわかりにくいだろうなと思います。これを説明していくとちょっと5分くらいかかるんですけども、御理解のためもしよければ資料1がありますので説明いたします。

資料1の3の（1）の一番上の行にあります「景観法に基づく景観計画の策定主体は景観行政団体です」というこの魔法のような言葉が一番わかりにくいんだと思います。景観法に基づくというのは、法律に基づいて土地利用を決めて規制をかけるという仕組みですから、その主体が誰かをはっきり明示しないといけません。景観法をつくるときに、景観の土地利用規制が一番わか

りやすいんですが、規制をするために設ける機関のことを景観行政団体という呼び名にしますと
いうことを決めました。

何でそんなわかりにくいことをしているかという、まず景観法は県の仕事なのか市町村の仕
事なのかというときに、法律をつくるときの最初の選択肢がありまして、県をひとくくりにして
やってしまうと手も足りないし、多分そういうきめ細やかな美しさの話は市町村でなければでき
ないだろうということで、原則市町村が景観行政をやるということにしたのです。それだとやり
たくない市町村がいたときにきれいな日本にはならない。だから、市町村はやりたいといったと
きは手を挙げます。手を挙げたら、協議と書いてありますけれども、自分たちが景観行政団体にな
って、景観法の規制だとか屋外広告物のほうの規制だとか自分でできるようになります。

一方で、市町村が手を挙げたら県は何かというと、県の役割というのは実はなくなりますが、
日本全国誰かが景観の行政に責任を持つというやり方で、原則、第一優先順位が市町村、市町村
がやらないときは県がフェイルセーフのバックアップをします。そういうやり方なんです。

そうすると、市町村の区域をまたがるようなものについては誰も責任を持ってないという逆の悪
い現象が生じてしまいまして、これは例えば富士山の周りにメガソーラーをつくったときに誰が
コントロールするのかとか、そういうことと同じで、ここの蔵王もまさにそんな感じなんだろう
と思うんです。

そのときにこの資料1の左側の四角ありますよね。景観法運用指針。これはそうやって出てく
る市町村の区域をまたがるようなもので出てくる不具合がもう一遍、これは法的な計画ではない
けれども、県が法に基づく景観計画ではないんだけど、マスタープランという形で任意の計
画をつくった上で、その広域的なところをフォローしましょうと。

ここでいうと蔵王だとか、そういうものをみんなで一緒に守りましょうというようなことで、
この説明の順番が逆になっているのでどれがそこに当たるかわかりにくいところがあるので、原
則市町村。市町村がやらないとか、やれない部分については県が補うんだけど、さらにそれ
を広域的にやるようなところは市町村を越えて県がマスタープランでやる。計画じゃなくて指針
なんです。そういう形で示すことができる。そういう位置づけでまず理解をしていただくと良
いと思います。

資料6の4ページ目ですが、それで、この図がそうしたことで皆さん見返していただくと、本
当に法律に基づく景観計画というのは下の2つ。市町村も含む景観計画か市町村が景観計画をつ
くらない場合の県の計画。それで、今回はその全体を先に考えましょうということなので、この
広域景観マスタープランという、法律に基づく計画ではないんだけど、景観計画をつくるべ
ースとなる共通認識を県と市町村できちんと共有しておきましょうというものが今御説明いた
だいた景観マスタープランということになりますので、実際にこれから法律に基づいて規制をする
というのは次の議題にある仙南地域広域景観計画からということなんです。

それでは、マスタープランは法律に定めるようなきちんとした計画ではないんだけど、そ
の上で方向性を示すような位置づけであるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○事務局（藤田都市計画課長） はい、まさに先生おっしゃっていただいたとおりでございまして、
我々もそういう意味ではこういった広域マスタープランというものは全国でも一番初めの取り組
みのようなことをして、試行錯誤をしているところなんですけれども、やはり個別の市町村
の計画、それから、やはり県としてこういった計画をつくる上では、その上位となるしっかりと

したマスタープランというものがどんな計画でも必要だと思っておりますので、これは二層構造なんですけれども、そういう意味では法定上の計画ではありませんが、極めて基本的な考え方をまとめた計画だと認識して、作成させていただいたというところでございます。

○森山議長 付け加えますと、マスタープランは、絵が具体的に出てくるのではなくて、これから細かい整備のための計画をつくる上での計画の流れ、枠組み・構成を考えるものだと思います。同じ方向性を向いて計画の基本的な考え方を共有することが、主な目的になってくるんじゃないかと思います。

審議会の中で私も地域の名称が出てこないとか、あるいはイメージが湧かないとか言いました。特に広域景観計画については地域風土や住民の方々が主体ですから、あくまでもそれがメインにならないとまずいと思います。その中で県の立場から、各市町村の計画指針となる広域景観マスタープランが求められていることだと思います。

したがって、大枠でという言葉を使いましたけれども、実はまだまだ実際の広域景観計画に行くまで作業があるものですから、この時点ではまだわかりにくいところもあるかと思います。今回のマスタープランの大枠については、できましたら今日皆さんの御承認をいただきたいので、他に付け加える御意見、御発言がございましたらお願い致します。

はい、横山委員どうぞ。

○横山委員 事前の説明が一人一人に時間をかけてしていただいたので概ね理解をしていたつもりなんですけれども、今、舟引先生のお話を聞いていて、やはりお仕事と、要するに行政の仕事をしている方がもともと持っている常識と専門家として建築家とかいろいろな具体的に携わっている方の常識と、それから住民の常識と、この辺がやはりばらばらなので、前々からたしかお話出ているとおりは誰が見て、誰が作成をするかということだけの話かなと思うんですね。

これが全部言葉とか、いろいろな意味がわかっている方が読むものであれば、いわゆる市町の方がこれを読んでイメージができて、「ああ、俺たちのまちはこうやればいいんだな」と、それを住民と一緒にやればいいんだなというふうに導いていくようなものであればよろしいんじゃないかなと思うんですけれども、ただ、最近仙台市で市役所の建て直しのことで学生も含めていろいろな方、いろいろな団体の方、いろいろな職種の方を入れたラウンドテーブルというものをやっていて、非常に思ったんですけれども、その建物を使うとか、そこのまちに住み続ける若者たちがその気になるということがすごく大事だなと思っていて、このマスタープラン自体にその学生たちとか若者の意見をいれてくださいということでは決してないんですけれども、実際はそういうこれからまちをつくっていく人たちが参画できるようになっていかないと多分生きたものにならないと思うので、この後のことになるかと思うんですが、パブリックコメントというのが今手法として必ず入っていますけれども、案ができました、見てください、それに対して意見をくださいという、一応見た目双方向ですけども、でも実は双方向じゃないと思うんです。それを何か双方向にやるようなことを1つどこかであったりすれば、ますます生きてくるのかなと。

今みたいに説明を聞ければいいですけども、文章を見るだけではその説明がないので、途中で挫けると思うんですね。それ自分の知っていることを探そうと思ったときに、知っていることがあるときはいいですけども、知っていることがなかったりすると、あと書いて欲しいとか、「俺たちのまちの自慢はこれだ」というようなことが書いていなかったりすると折れてしまう。

わかってないなと思ったりとか、結構そういうふうになりがちなので、何かその手法をこれからの一緒につくっていく形への何かを加えていただくというのは大事かなと。

ちょっと今日の議論ではないんですが、これに関してはもうもちろんよろしいかと思うんですけれども。意見でございます。

- 森山議長 ありがとうございます。説明していただいたマスタープランの修正については、ここまでとさせていただいてよろしいでしょうか。今回のスケジュールの中で、広域景観マスタープランは、ある程度大枠になる部分もあるかと思しますので、修正の可能性を残しておく、あるいはそれに対応できるように柔軟性を持たせて作成していただければと思います。

今回の広域景観計画策定のプロセスは、もし市町村が作成した既存の景観計画をベースにされれば、マスタープランの内容や構成が作りやすかったと思います。今後は、予定されているパブコメや市町村から出てくるフィードバックを踏まえて、最終的マスタープランの取りまとめを考えていただければよろしいのではないかと思います。

はい、吉川委員。

- 吉川委員 この間説明にいらしていただいたときにも申し上げたんですけれども、今先生のお話を聞いてなるほどと思ったんですね。全体の指針となるものをつくるんだとすれば、この間も申し上げたんですけれども、1つ1つの文章が間違っていないんですけれども、その現象のみを記載しているわけですね。

マスタープランですから何かやはり大きくこの仙南の人々が読んだときに、「そうだ、私たちの景観はそういうところから形づくられて来たんだな」という、何か心を動かす、心に響く文章であっていただきたいです。それぞれの個別の文章の結びにも神経を行き渡らせていただきたい。仙南は命の循環を感じる場所でもあるし、特に水という命の根源を育てている場所でもあるわけなので、そういった現象をうまく理念的なことに取り込んでいただいて、文章を文学的というか、何か皆さんのモチベーションにつながるような文章に磨いていっていただきたいです。

- 森山議長 同意見です。自然基盤としての自然とか風土、そこで生活する地域の方々の営みが景観をつくっているわけですから、その声がここに入ってこないんですね。今言われたような文章が少し足りないように思います。

できましたら今御意見いただいたところを少し検討しながらマスタープランを前に進めていただきたいと思います。修正した場合は、皆さんに見ていただいてからマスタープランの中でしっかりと位置づけていくようにしたいと思っています。それでよろしいでしょうか。

はい、紺野委員。

- 紺野委員 おっしゃることはよくわかっていますし、それから、非常に前回に比べて前に進んでいるなというふうに思っております。ただ、そのマスタープランは拘束力がないので先ほどの議論と同じような感じなんです、資料そのものがベースとして冊子になってマスタープランとしてできるかたちですか。なにを言いたいかというと、今の話で非常に危惧する部分があるんですが、1ページから5ページまでのところはやはりもう少し工夫するのと、どちらかというところの4ページ、5ページというのは本来マスタープランになると、この手のところには入らない。今

日はたまたま審議会の資料として添付になっているのか、そこを伺いたい。基本的には非常に私は自然とか地形とかまちの生い立ちとか、そんなに深くはないですけども、前回あるいは前々回と比べれば相当進行していて、今吉川委員がおっしゃったようなことをもっと付け加えれば非常にいい感じです。それで、マスタープランそのものは拘束力が余りないとおっしゃっていたんで、そうすると逆に言えばこの1ページから4ページの資料のあり方が今日の審議会用のためなのか、あるいはこの資料6の（案）になっているそのものがマスタープランとしてでき上がるのか。あるいはこの1ページから6ページのところのつくり方でもう少し理念とかビジョンとかがしっかりあって、スケジュール感とか、こういうものは本来余りマスタープランの中に入らないのかなど。いろいろな審議会に出たり、あるいは資料を読んだりなんかすると、私はちょっと理解が非常に浅いんですけども、その辺のところはどんな感じなんでしょうか。

○森山議長 事務局、お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） 現在のところマスタープランと、それから広域景観計画については表裏一体なんですけれども、つくり方としてはそれぞれの本でつくろうかなと思っていますが、基本的にはこのマスタープランの1ページから5ページについては根幹となる部分でございますので、マスタープランの中に書いてある序章ということで、まず前段でしっかり基本的な考え方を書いています。これは広域景観計画をつくるときに、広域景観計画の中にしっかりとこの部分は入れて、マスタープランとの関係というものもしっかりと記述して、関係がわかるようにしていきたいと思っております。将来的にはマスタープランはこのとおり序章のところは除かないでそのままマスタープランとなります。

○紺野委員 スケジュール感とか全体が入った上で、この資料6がそのままこの仙南地域広域景観マスタープランになるという感じで世の中に出ていくということですか。

○事務局（藤田都市計画課長） はい、そういうふうに捉えております。

○森山議長 福屋委員どうぞ。

○福屋委員 今お話を伺いまして、この資料の成り立ちをきちんと説明するというところで、必要だということで、もちろん理解いたしました。でも、今紺野委員がおっしゃったことを私もすごく気にはなっていたんです。つまり、めくったときに一番初めにこの資料は何のためで、どういうものであるかという御挨拶のような通りは必要だと思うんですけども、ちょっと長いかなという印象もございまして、ほかの報告書で見た形式だと何か初めに序は少しあって、この図のようなものは後ろのほうに行くと、この資料全体を説明する参考資料として後ろにしっかりとついていて、それも参照することができるけれども、初めにめくっていく方たちがすぐ内容に入れるようになっているようにしたものもあるので、そういった方式もあるのかなと思ひまして。

○事務局（藤田都市計画課長） わかりました。では、その辺りを工夫してほしいということですね。

○福屋委員 はい。内容はすごくわかりやすくなっていると思うので、ぜひ多くの方に手に取っていただきたいなと思います。

○森山議長 紺野委員と福屋委員もできましたらその辺を見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、いろいろ良い御意見が出てまいりましたので、再度そういったところを修正してこのマスタープランをさらにレベルアップしていきたいと思います。
鳥羽委員どうぞ。

○鳥羽委員 後ろの45ページの景観形成に係る課題のところなんですけれども、景観というのはそこまで入れないのかもしれないんですけれども、これから先のことを考えたときにやはり課題として気候変動のことは入れておいたほうがいいんじゃないのかなと。守るための課題であっても、つくるにしても、育てるにしても、気候変動はどんどん進んでいって変わっていってしまう。いわゆる適応策の部分での課題があるというような記述も入れておいて悪くないんじゃないのかなと。

例えば樹氷がこれから先見られなくなるとかということも、景観に入るのかちょっとわからないですけれども、観光の1つの目玉というか、重みもありますし、桜のこともそうですし、そういったところに全体に関わってくる大きな流れの1つかと思うので、そんなに大々的でなくてもいいかもしれないですけれども、入れていただいているといいのかなと思いました。

○森山議長 ありがとうございます。このマスタープランが1年先、5年先、10年先、もっと長い期間生き続けるかどうかですね。景観は時代に適応しながら変化し続けています。環境も変わりつつあるという社会の中で、そういうものに対応できるマスタープランであってほしいと思います。ここではあまり言葉としては出てきてはいませんが、文化的景観の考えには、そういうところまで含まれていますので、マスタープランにこの言葉があると各委員の御意見が生きてくるように思います。

もう一度伺いさせていただきますが、今回のマスタープランの修正案は大枠で御承認していただけますでしょうか。では、委員の名前を何人か挙げさせていただきましたけれども、修正点のチェック等をよろしく願いいたします。

(3) 仙南地域広域景観計画について

○森山議長 次に、議題「仙南地域広域景観計画について」を、事務局より説明願います。

○事務局（本間行政班長） 次に、議題（3）仙南地域広域景観計画について説明いたします。

関係する資料は、資料3「第9回宮城県景観審議会からの修正の概要」、資料7「仙南地域広域景観区域図面」、資料8「良好な景観の形成に関する方針」です。

まず、資料3の1ページの「3 仙南地域広域景観計画」の「（1）仙南地域広域景観計画における景観計画区域」を御覧ください。景観計画は、景観計画区域を対象に定めるものですが、仙南地域では広域的な視点から景観形成の考え方を共有することが重要であると考え、区域の位

置づけは1つとし、区域内を地区で区分することとしたいと考えております。マスタープランの景観重点区域のうち仙南地域広域景観計画区域を指定する地区は、2ページの表の一番右側となります。前回会議でお示しした際の地区数18地区から、今回の案では6地区減少し、12地区となっています。減少した6地区の内訳としては、2地区が統合によるもの、4地区が自然公園法の許可地域として景観保全が図られているため景観計画区域の指定を行わないとしたものとなります。統合した地区は議題（2）でも説明しましたが、七ヶ宿湖周辺地区と七ヶ宿街道沿道地区を「七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区」に改め、遠刈田温泉周辺地区と蔵王沿道農村集落地区を「遠刈田温泉・農村集落地区」に改めており、統合した理由は、区域界が接しているためです。また、議題（2）のマスタープランの説明の最後で、景観重点区域のうち自然公園法における国定公園許可地域については、景観保全や風致維持を法制定の目的のひとつとしている自然公園法により景観の保全が十分に図られていることから、マスタープラン上の景観重点区域とは位置づけるものの、広域景観計画の区域には含めないと説明いたしました。景観計画区域に指定しない具体的な地区は、資料3の2ページに記載のとおり蔵王火山周辺地区、長老湖・横川地区、北原尾地区及び青根温泉地区の4地区です。これら4地区は、景観法の届出制度による誘導よりも、自然公園法の許可制度の方が法的に厳しい制度であること（つまり許可されないと行為ができない場合があること）、また現在検討作業を進めている景観計画の景観形成基準が、自然公園法の許可基準よりも緩やかな基準になることが見込まれるため、自然公園法による景観保全のコントロールが適切であると判断したためです。なお、他県の事例も確認したところ、福島県が策定している景観計画においても自然公園法の許可地域は景観計画による規制は適用除外とされています。将来的に、これらの自然公園法の許可地域を含む景観重点区域を景観計画区域に指定するかどうかについては、仙南地域広域景観計画策定後、市町が景観行政団体となった後に、景観計画を変更する際に、必要と判断されれば、自然公園法の許可基準をもとに検討していくこともできます。その際には県としても支援してまいります。

次に、景観計画区域の設定等について説明いたします。資料7を御覧ください。説明の前に資料7の留意点についてですが。本資料は前回審議会での委員からの御意見を受け、景観計画区域設定の考え方に特化して示したものであり、前回会議で示した景観計画の景観形成の目標像や景観形成方針等が含まれてはおりません。これらについては、本資料の区域の考え方と合わせ、次回の審議会で景観計画に定める項目として改めて示させていただきます。

資料内容の説明に移ります。本資料は、第9回宮城県景観審議会において、「景観計画区域の範囲の設定が不明である」、「どこからどのような景観が見られるのか説明が不足している」との御意見を踏まえ、区域界の修正を図っているものです。時間の都合上、全区域の説明はできませんが、例として、白石市中心部地区について説明いたします。1ページの白石市中心部地区の図面を御覧ください。資料の上部ですが、修正に当たっては、まず、「当該区域を指定する目的」欄を設け、マスタープランでまとめた景観重点区域の景観形成の考え方を踏まえ、当該地区を指定することによりどのような景観の取組を目指すのかという目的を明確化しました。その上で、地区で見られる景観がどのようなものかを説明すべき欄がなかったことから、仙南地域らしさを象徴する景観及び地区固有の景観を説明するために、「地区内で見られる景観（景観の概況）」欄を設け明記しました。関連になりますが、区域図の裏面を御覧ください。これは、景観計画区域の中のどこからどの方向にどのような景観が見られるか、主なものについて説明と合わせ図面上に矢印と写真を入れ、視覚的に理解しやすいよう整理したのとなっています。

次に、区域設定の考え方について説明いたします。まずそもそも、なぜこの地域が景観計画区域として選定されたかについては、マスタープランの最後で整理したとおり、広域的な景観特性が色濃く見られるエリアを地理的なまとまりで整理し景観重点区域をまとめたという前提があります。マスタープランの段階では、景観計画区域の明確な区域は定めていないことから、景観計画ではその区域設定の範囲の考え方を示すことが求められることとなり、資料7の「区域設定の考え方」欄としてまとめました。この欄は、今回の景観計画区域を設定するに当たり、仙南地域広域景観計画策定後には、各市町が自らの景観計画を策定し、景観形成の取組を通じた魅力ある地域のまちづくり、景観まちづくりへと繋げていくことが根底にあるため、市町総合計画や都市計画マスタープランも考慮の上、記載しております。白石市中心部地区であれば、仙南地域広域景観マスタープランの考え方を引き継ぎ、旧城下町と白石宿を中心として、現在の玄関口である白石駅周辺も合わせ、白石市都市計画マスタープランを考慮して区域を設定するものとしています。次に、個別の考え方として、仙南地域広域景観マスタープランで整理した景観特性が見られる地域やその地域の隣接地など、ひとまとまりと考えることができる地域単位がどこかを破線で囲って示し、その集合が一体的に景観まちづくりに取り組んで行く範囲としての景観計画区域となっていることを示しております。図中の破線囲いの番号と色が、区域設定の考え方欄の番号と色に対応しています。個別の考え方は、白石市中心部地区であれば、①城山から南に連続する丘陵地、②白石城下町を中心とした市街地、③城山の西を南北に通る国道4号沿い、④白石駅南部・東部に広がる市街地としています。景観特性を有する②白石城下町を中心とした市街地と一体となって、その周囲の①、③及び④についても隣接した土地として、景観の調和が取れた土地利用が求められる地域となります。これらの考え方は、前回の審議会資料で明示していなかったことから、今回再整理を図りお示したものです。このように、まちづくりの視点での地域単位の集合体が、景観形成を行おうとするひとつの地区となるものです。なお、赤い実線が明確な区域界になりますが、これは修正前の考え方と変わらず、分かりやすいように地形地物とすることを基本としております。

景観計画区域の説明については以上です。次に、資料3の3ページの「(3)仙南地域広域景観計画の構成」について説明いたします。概要については、議題(1)でも触れましたが、仙南地域広域景観計画の主な構成は、良好な景観の形成に関する方針のほか、必須記載事項として、行為の制限に関する事項を検討しています。良好な景観の形成に関する方針は、全地区に共通する基本方針と地区ごとに定める景観形成方針の2段構成とします。4ページをお開きください。行為の制限に関する事項は、届出対象となる行為ごとに、景観形成方針を踏まえた景観形成基準を定め、基準との適合を求めるものです。景観形成基準は、全地区共通の基準と地区ごとに定める基準の2段構成を考えています。なお、一番下に記載の景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針についてですが、個々の建造物・樹木の指定に当たっては、各地区の実情に応じて定めることが望ましいため、県が定める広域景観計画では定めないものとします。なお、市町が景観行政団体となった後には、将来的に各市町の景観計画において、景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針は定めることが必要であると考えております。

以上が仙南地域広域景観計画で盛り込む主な内容ですが、このうち、本日は、良好な景観の形成に関する方針について、現在検討している内容の原案を説明いたします。資料8を御覧ください。先ほど、良好な景観の形成に関する方針は、全地区に共通する基本方針と地区ごとに定める景観形成方針の2段構成とすると説明しました。全地区に共通する基本方針の内容は、マスター

プランで整理した基本理念と基本方針を踏襲したものとします。また、地区別に定める景観形成方針は、基本方針のうち具体的な場所における景観の保全・形成に展開していくことが必要なものとして、赤文字で記載している基本方針1から3までを柱にし、地区ごとに景観の保全形成に必要な最低限の内容を定めます。4ページを御覧ください。地区別に定める景観形成方針がどのようなものか、その原案を表で示したものになります。

広域景観計画区域として一定の方向性を共有することを加味し、12地区について土地利用を踏まえた景観上の特徴に基づき、A：市街地タイプ、B：山麓 温泉地タイプ、C：農村タイプ、D：自然地タイプの4つの景観類型に整理しています。各地区の景観形成方針は、縦軸に基本方針1から3の柱ごとに、景観類型との組合せにより、バランスに配慮しながら個別の方針を示しています。時間の都合上、全地区の説明はできないため、市街地タイプの白石市中心部地区を例として、考え方について御説明します。基本方針1の自然景観の保全に対応する景観形成方針は、1つ目に「城山から南に連続する丘陵地の樹林地が作り出す風致景観の保全を図る。」としていますが、これは資料7の計画区域図面では、緑色の番号1に関係する方針となります。また、2つ目の「地区内を流れる沢端川や水路における水辺景観の保全を図る。」については、計画区域図面の中で水色の実線で表示している地区上部を流れる沢端川や、その他の地区内の水路に関係する方針となります。基本方針3の魅力ある景観の創出についても、旧城下町のエリアや白石駅周辺、周囲の市街地について記載しております。

まとめとしては、景観形成方針は、どのような景観の保全・形成を目指しているのかを示すもので、その方針を実現するための方法として、今後検討していく景観形成基準でどのような行為の制限をするかを定めていくこととなります。

景観形成方針の本日の説明は以上となります。なお、今後、景観形成方針をもとに、行為の制限に関する事項については、届出対象行為の規模と具体的な景観形成基準について、次回の審議会で提示させていただきますので、よろしくお願いたします。

議題（3）の説明は以上です。

○森山議長 どうもありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御発言等ございましたらお願いいたします。前回の審議会の中で広域景観計画の案というものを資料としていただいたと思うんですけども。

○事務局（本間行政班長） 前回お示した資料7に相当する図面ですが、その中で地区内で見られる景観とか区域設定について考え方が十分記載されていないといった御意見もありましたことから、今回資料7の右側に地区内で見られる景観及びその区域を設定した考え方というものを具体的に書き込んだところでございます。

○森山議長 発言のある方、どうぞ。

○二橋委員 前回出席していなかったのがわかっていないのかもしれないんですけども、蔵王火山周辺地区を広域景観計画から除外するのに、自然保護法でカバーできるということと、それから、今後緩やかな基準が見込まれるというだけで、選択的に除外する理由には私は読めなかったんですけども。これが仙南地域の中で肝のような気がして。それをわざわざ景観計画から除外

するのに、これは審議会記録としては残らなくて、一般の人が見るのはこの段階になってしまうわけですけれども。それで、そこをそういう解説をしているんですけども、これは蔵王町の意見ですか。

○事務局（本間行政班長） 町の意見も踏まえて、あとは自然公園法で景観も守っている地区ということもあるので、今回の対象からは除外しようと考えております。

○二橋委員 完全に規制として含まれるというふうに考えているんですか。景観法の被せる網と自然公園法で被せる網は必ずどこかで一致しないんじゃないかなと。とりあえず自然公園法のほうでいいんだという説明ぶりは、違うのではないかと思います。景観を守る法律と自然公園法で守る法律は別物だから、別にダブルで保護しても何ら支障ないし、どういう経緯であったのかということの説明してください。要するに、入れない積極的な議論はないでしょうと思ったものから。どういう議論があったんですか。

○事務局（本間行政班長） 資料1の裏面の左側を御覧ください。県と市町の役割分担について御説明した部分になります。今回の広域景観計画については、県の計画の役割としては、広域的な観点からの景観形成の取り組みのきっかけづくりだとか、緩やかな基準から景観誘導を開始したいということにあり、緩やかに景観形成の意識づけを図っていきたいというところから県の役割を考えています。

一方、市町の役割としては、この広域景観計画を下地として、さらに住民等と連携した良好な景観形成ですとか、地域の実情を踏まえたきめ細やかな行為や基準なりということがあります。

下の絵の部分には仙南地域広域景観マスタープランとして、仙南地域を丸で示し、全区域を対象としながら、自然公園法による景観形成が図られている国定公園の許可区域については既に自然公園法による許可基準の中に、景観の観点も含んで規制を行っていることを県庁の担当部署に確認しております。概ね景観についてはこの後定める規制基準等は緩やかな景観形成のきっかけづくりという趣旨を踏まえ、緩やかな規制基準を考えているところですから、既に自然公園法の許可で守られている地域については自然公園法の対象として任せたいと考え、市町といろいろ議論しながら検討してきた状況です。

○森山議長 はい、どうぞ。

○事務局（藤田都市計画課長） 委員おっしゃるように重層的にそれぞれの法律で被せて、それぞれの法律で規制していくべきだという御意見はもともと私も理解しているところです。ただ、今回除外したところについては国定公園とか、原則変更できないようなかなり厳しい規制がかかっているということ、特に蔵王のエコーラインとか、このようなところについては土砂を取れないなど、かなり厳しい規制がかかっているんで、そういう意味で自然公園法の規制内容とか許可基準を見て、そちらのほうがかなり厳しいんじゃないかなということ、自然公園法で規制されている区域については、今回はそちらに委ねようかとすみ分けをしております。

○二橋委員 それは県の部局ですか。自然公園法の建築規制とかは。

○事務局（藤田都市計画課長） 基準があります。今回はお示ししていなかったもので、どういう規制がかかっているのかというのは次回以降御説明して、御理解いただけるようにしたいと思います。この書き方だとどれだけ規制がかかっているのかというのは御理解されないかなと思いますので。

○二橋委員 あえて被せても別に構わないと思いますが。

○事務局（藤田都市計画課長） 構わないんですけれども、そちらのほうの規制が厳しいのであえて今回は景観法では規制をかけないで、そちらのほうに委ねてはどうかということです。

○福屋委員 よろしいですか。今おっしゃったことを私も気にはなっております、県内の他のところでも自然公園法で規制が入っているところ、たくさんすばらしい地区でありますけれども、ダブルでかけても支障はないんじゃないかという御意見と、あとはこの計画の中でそこが除かれていることが資料だけ見た方にはおそらくわからないので、自然公園法で規制されている範囲はここだよねと、なのでこの計画の中ではそれ以外の区域を主に取り扱いますよというようなことが全て書かれていないと、保護する対象でないと理解してしまう方もいらっしゃると思うんです。

県がお決めになって市町のほうで実際の計画を立てられるんですけれども、例えば国のほうで何か計画の見直しをする際でも実際により下のほうでやっている規制に基づいて上のほうの計画を参照して策定していくということもあると思うので、そのときにきちんと保護する対象がわかっている、どの資料でもわかるというほうがいいのかなと思ったんですけれども、どうですか。

○森山議長 舟引委員から何か。

○舟引委員 委員がおっしゃるとおり、どちらもあり得ます。

○紺野委員 今のお二人の御意見に賛成です。全体的に仙南地域の広域の景観という視点で見るときに、どうしても効率性や、あるいは推進するところで弊害になって、だめなんだという感じだったらそういう考え方でよろしいんですけれども、それは物事を整理するときの手段であって、もっと大きなマクロ的な感じでいえば県南の広域という中で被った方がむしろ必要なんじゃないかなと私は非常に思っていたんです。結局手段に囚われて、今お二方がおっしゃられたような感じの部分が、ここはこっちで、ここはこっちだというすみ分けになることがどうなのか。あとは、実際実務的に推進するときは、そこはまさに市町村であったり、あるいはマスタープランで県はこういうふうにといい感じじゃないかなと、私もこの資料や前段の御説明を伺っていて、そこを外すという全体のマスタープランを見ていけば、プライオリティとすれば少し低いんじゃないかなというふうに思っているんです。

これはいろいろ考え方がおありだと思いますけれども、私もお二方の今の御意見には非常に賛成だなと思っております。

○事務局（藤田都市計画課長） 決して景観計画から外したから重要ではないというわけじゃなく

て、上位のマスタープランの中では重点区域として位置づけておりますので、ここを保全するツールとして、手法としていろいろな法律に基づいて保全なりしていくということはもちろん考えております。それを保全するのは自然公園法の方がより規制内容が厳しいので、そちらに委ねてはどうかというのが基本的な考え方です。

もちろん重層して制限をかけてやることもあろうと思いますけれども、規制の強さということであれば自然公園法でもかなりがちがちに規制されるため、例え景観法で規制をかけてもそちらの方が優先されるので、規制は自然公園法でという感覚では我々は思っています。

- 森山議長 まさに今言われたようなところがマスタープランの難しいところだと思います。もし、縦割りの的に考えると、ここからはマスタープランの中では入れられないとか入れられるとかいう話になってしまいます。景観計画は誰のために、何のためにあるかということです。地域の方たちが地域らしさとか地域の景観、暮らし、住み心地、次の世代に継承してほしいことなどが理念としてあったと思います。

したがって、各省、あるいは各部局の連携は、特に景観の性格上マスタープランじゃなくても出てくると思います。この広域景観計画の特徴というのがもしかするとそこにあり得るかと思うんです。あるいは、各市町村の重点地区が出てきた時、それが広域景観計画の中で、あるいは広域連携の中でどうつながるか。それが明確に理解される説明がマスタープランのどこかにないと地域の方がわからないと思うんです。何で選ばれているのか、何で広域景観計画の中にそれが含まれるのかの説明が必要だと思います。

ですから、そういうところが序章のどこかに記載されている、読む方や住民の方にわかりやすいものをつくるのが大切だと思います。ここはできない、これは法的に無理だという文章がどこかに出てくると「ああ、そうかな」と思ってしまう。一般の方が読んだときにそういう感じを持たれるかもしれないと思います。ぜひ、今のお二人の御意見をマスタープランの中にも生かしていただき、これからマスタープランを最終的に作り上げていく中でぜひ取り上げていただきたいと私もお願いしたいところです。

佐藤委員、蔵王もいろいろ出てくると思いますので、遠刈田のいろいろな要素がありますよね。

- 佐藤委員 私は本当に素人考えでこれに交えていただいて、「ああ」ともうお勉強させていただくという気持ちだけで毎回参加させていただいているんですけども、もう今回の本当に私にしてもわかりやすくよくなったマスタープランを出していただきましたし、それで、あとは私の役割って何だろうとバスの中で考えながら来て、そして、やはりこういうものは広域的にいわゆる仙南としてこれから私が今ここで培ったものを持ち帰ってみんなにどう説明して、こういうものがあるんだよというのをいかにこれからの何年間になるかわからないけれども、伝えていくか、若い人たちに教えていくか。

第一にして私自身が景観というそのものの言葉そのものが私には身近ではなかったもので、「蔵王はいいよな」と毎日眺めているだけで、こういうものがあることすら知らなかったというか、本当に恥ずかしい話で、今はただただお勉強させていただいている状態で、それがいかにみんなにわかりやすく、私たち本当に住民にわかりやすくつくっていただけるのか楽しみでまいりたいと思っています。

○事務局（藤田都市計画課長） 今回の景観計画の策定は、やはり景観を形成するのはそこに住んでいる住民の方が主役だと思っていますので、こういう景観計画を策定する契機で、できれば住民の方々が我がふるさとの景観というものは非常にすばらしくて、これからも守っていかなければならないという意識の醸成というんですか、そういったふるさとの景観を守っていかなければならない、我々が少しでも関与してやっていかなければならない、それが将来自分の社会につながるんだということになるように、本当はもう少し住民の方々にこういったものを仕掛けて、我がふるさとを自ら守っていくという動きにつなげられれば、本当はそれが一番いいなと思っています。規制はツールであって、最後はそこに住んでいる方が守っていかなければならないという思いがないと、きれいな良い景観というのは形成されていかないのではないかと思いますので、住民説明会とかパブリックコメントとか、これからあと市町村さんとそういった形で地元のところに入って行って景観の説明とかもしていくので、これを継続してやっていくことが重要なというふうに我々は思っています。

今回の計画は出発点かなというふうに考えています。これが計画をつくって終わりではなくて、さらにもっとこれを機会にいろいろ話をし合って、こういうまちなり景観美をつくってほしいという意見を踏まえて、またさらにいい景観計画になっていくんじゃないか、そういうふうにしていきたいなと私は思っているところです。

○森山議長 吉川委員，どうぞ。

○吉川委員 資料3の3ページの下のところ各地区の4類型，市街地タイプ，山麓温泉地タイプ，農村タイプ，自然地タイプ，そのいずれの要素を有するかを踏まえというふうにあるんですけども，この4類型というのはどういう根拠で出てきて，どういうことにつなげようとしているのですか。

○森山議長 事務局，お願いします。

○事務局（本間行政班長） 景観形成方針を検討する中で，選んだ12地区の状況を見て，市街地の中心地区ですとか温泉を抱える地区ですとか，それぞれ特徴がありましたので，その特徴をもとにいろいろな景観形成基準を考えていくに当たっては，同じような地域であれば同じような景観形成方針の考え方をしていたほうがよろしいのではないかと考えて，この12地区を見て4つの類型を考えました。

○吉川委員 では，これは県独自の考え方ですか。

○事務局（本間行政班長） はい，特に何かで決まっているというものではありません。

○吉川委員 では，それについて意見があるんですけども，今課長さんからお話があったとおり守っていかなければならないという景観でもありますが，変わっていかないと若い人たちが食べていくことにつながっていかない，新たな産業創出の力になっていかないというのもまた景観だと思うんです。

この間も申し上げたんですけれども、この資料8の最後の各地域の基本方針を見ると、市街地タイプに入っている街並みは全部江戸化するんですかと聞きたくなります。今までどの地域でもこの指定のエリアでは、一生懸命努力されて景観を守られてきたんだと思うんです。

もちろんさらにそれをパワーアップしていこうということはわかるんですけれども、例えば温泉地を山麓温泉タイプというふうに全部してしまうことが一体今後そのまちが生き残っていく上で本当にそうなんだろうかというところとかも慎重に少し考えてみてもいいんじゃないかなというふうに思います。温泉であっても多様なお店がそこにくっついているということが、すごく大切だと思うので、あるステレオタイプなものの中に枠組みで景観を捉えるよりは、今あるものを生かしながら新しいものが出るときにどういう新しさをそこに加えていくのかとか、新しいアイデアのお店とかファッショナブルな雑貨屋さんのような店とか、そういうものが温泉にはすごく大事な要素です。温泉本体をドラスティックに変えていくのは現実的に非常に難しいわけじゃないですか。それをサポートしていくために、たとえば農業者とタイアップしてどういう景観をつくっていくのかとか、そういう複合的な視点も必要です。必ずしもこういうふうに歴史景観カテゴリーとしてステレオタイプに考えるような枠組みは持続可能な枠組みにとって足かせとならないのでしょうか。白石だから市街地タイプというのではなく、持続可能な生業をベースに景観を考えないと歴史景観保存は難しいのではないのでしょうか。カテゴライズすることが国から助成金をとるために大事だとかいうことであれば仕方ないとは思ったんですけれども、そうでなければもう少し何か違うカテゴライズの仕方があるのではないかと。

景観というのは見た目だけじゃないので、そこが醸し出すものですので、もっと生き生きした人の活動を引き出す計画を入れなければならないとしたら、ちょっと一工夫したほうがいいんじゃないかと思いました。

農村タイプといっても、農村にもいろいろあるので、田畑が広がっているというだけではなく、もっと多様な農村の経営に基づく景観というのがあると思うんです。なので、ちょっとそこは考えたほうがいいかなと思いました。

○森山議長 今の御意見なんですけれども、資料6の55ページ、これは新しく付け加えた文章だと思いますが、見えない景観の構造とか地域の文化と景観のまとまりという言葉で、文化的景観の意味に近いものです。

○舟引委員 ちょっといいですか。

○森山議長 はい。

○舟引委員 資料3の3ページの下の方の中、まず質問です。市街地タイプと温泉地タイプってマスタープランのどこに出てくるんですか。マスタープランに出てこないものを下位計画で使っているんですか。もう1つ。その下の景観の保全形成に必要な最低限の内容って、これは全く意味がわからない。最低限の内容っていうのは、このぐらい規制しておけばいいだろうかという、そういう値踏みしたような言い方ですか。

○事務局（藤田都市計画課長） カテゴリーの部分とか、そういった表現についてはまだしっか

り議論が尽くされていません。

○舟引委員 先ほどから、法制度だったり、いろいろ言ってきたのは、やはり上で決めたことを下が勝手なことをやってはいけないし、現場で実際に土地利用、建築制限がかかる人たちがどういう理由で自分のところはこういうふうにしなればいけないんだということが順番にきちんと上からたどれば説明がわかるようになっていないとおかしいんですけども、ここで明らかに全然関係ない視点が入ってきてまとめているので、やはり整合性がきちんととれていないですし、さらに景観保全に必要な最低限の内容って何なんでしょうか。

そこでさっきの議論に少し戻ると、さっき二橋委員がおっしゃった話で、どっちでも可能という言い方を申し上げたと思うんです。法律の制度上、自然公園法と景観法が両方かかっておかしくはないですし、位置づけることは可能だと思います。

一方で、事務局がおっしゃった意見の中では、自然公園法、特に国定公園、これも細かいことを言うと特別地域なのか普通地域なのか、一種なのか二種って全然違うんですけども、蔵王の山の上の重たいところは多分特別区域になっていて、そこは多分ほとんど何もできないような世界になっている部分があり、それと景観法でここに持ち込まれて地域を比較したときには、検証してもらわないとわからないんですけども、自然公園法の方が厳しいと。そうすると、今度ではそこで何かやろうとしている人は書類を2枚書かなければいけなくなるとか、そういうダブル規制というものがあって、それが現実的かどうかという判断は行政としては1つやらなければいけないことと思うので、これは選択の問題です。どちらでもメリットもデメリットも多分あるというところで、このマスタープランの82ページの図があるんですね。

ここはマスタープランの中では、蔵王の火山周辺地区も七ヶ宿等も両方きちんと位置づけられていて、その次に景観計画に行くステップの中で考えているのがこの資料3のところ、この残らない判断基準があって次につながっているという部分がわかりにくさと違和感を生んでいるので、むしろこの景観計画それぞれのところで次のステップの景観計画を書くときに、この蔵王町のこの部分は遠刈田は景観計画、火山周辺地区、遠刈田と両方景観計画としては非常に重要なゾーンであるよ、そのうちこちらはより厳しいというのを景観計画の中に記述をきちっと書き込んだ上で、その上でそこは景観計画の区域には含める必要は今回はないんだと。それを要するに法定計画の中にちゃんと書き込む。

だから、その判断基準にした作業のステップが全て法定の文書を見ればある、わかるように書けるはずなんです。結局やはりこの資料3が、作業方針で事務局がやってしまったことの説明はしているんだけど、それがうまく残らない形になっているのが、ちょっと現段階では整合性を欠くところがあるので、やり方によってはうまく提示できる形で残れるんじゃないだろうかという感じがします。

○森山議長 では、その辺の文言や言葉を検討してください。

○事務局（藤田都市計画課長） そうですね。もう一度再整理するときここの表現とか、あと書き方とか、そこは整理させていただきまして、次回しっかり御説明させていただきたいと思えます。

○森山議長 私が言いたかったのはその他として、文化的景観を入れるとそういったものも含まれる可能性があるかと考えています。農村地域には、世界農業遺産の登録制度等もありますから、文化的景観エリアとしてふさわしい場所が仙南に出てくるかもしれないと思います。そういうところをマスタープランの大枠のなかで、見落とすことなく入れることもこれからの作業だと思います。

○事務局（藤田都市計画課長） もう一度ロジックで、すっと入るような整理をさせていただきます。

○森山議長 今日は大体御意見いただいたんですけども、鈴木委員、何か。

○鈴木委員 佐藤市長の代理で私が事務方として担当の自治体の代表という立場でお話させていただきます。この計画の資料の中で、県はきっかけづくりであるということで、本当にそのとおりだなと思っていて、私どものほうも基礎自治体として景観計画は大事だということはわかっているんですけども、自ら率先してやっていくというのは力がないといえますか、人的なものもないものですから、この計画がなければきっと県南の皆様もなかなか取り組めなかったのかなということで、非常に有意義というふうに思っております。

マスタープランも拝見させていただいて、非常に仙南地域のことが詳しく今回加わっていただきまして、私も今回会議に臨むに当たり熟読させていただきまして、仙南地域ってこういうところなんだということが非常によくわかりました。

あと、計画をつくる時は非常にみんな盛り上がるんですよ。一般の市民の方も関心を持ってもらって盛り上がってきます。ただ、できた後はもうそこでゴールインになってしまって、もうみんな忘れてしまっていることがありますので、そのつくった後のフォローをいかにしてやっていくかというのが私どもも含めて非常に今反省しているところで、塩竈市でも今景観について誰も文句も良いことも出てきません。議会とかでも前は議員さんたちからいろいろ質問があったんですけども、今は非常に少なくなっています。それで非常に危機感を抱いていまして、私どものほうで、どうしても計画って難しいんで、こんな形で冊子をつくって小中学生向けに非常にわかりやすく塩竈の景観計画をかいつまんで、夏休み前に小中学生にお配りいたしました。もしかしたら自由研究で発表でもしてくれればなという思いを込めてつくったんですけども、まだ私どものほうに問い合わせは1件もないような状況なんです。ちょっと寂しいかなということなんですけれども、こういうふうなものがあれば本当に小中学生にも1つきっかけとして自分のまちを本当にもう1回足元から見直して好きになってもらえるのを期待しています。これが本当に景観計画をつくる一番の目的だと思うので、本当に県なんかの広域のものを各市町がどのぐらいかみ砕いて自分の町の計画に本当に落とし込んでいくかというのが今後の大きな課題かと思っておりますので、今回この大きな方向性をここで御議論いただいてまとまってまいりましたので、これをあとは本当に地元の自治体のほうで自分の町の色に染めていただければよいものができるのかなと思って、今の議論をちょっとお聞きしました。

あと、今の自然公園法とこの景観法というものを改めて塩竈で言えば、浦戸諸島が特別名勝松島の網にかかっています。市街化調整区域でありますとか、この景観計画も一応入れたんですけども、何を言っても一番強い法律が特別名勝松島の縛りが強くて、今浦戸諸島が本当に人口が

どんどん減っていきまして、何とかして人を移住させたいなという政策を組もうと思っても、最終的には特別名勝松島の網に引っかかってしまって新しい家を建てられませんよと。他所から来た人は住めませんよという縛りがどうしても残ってくるんですよ。

そうすると、理想としてはわかるんですけども、現実の行政のやり方としてはそういうときにちょっとネックになってくるということも実際あるということもあって、私は今「ああ、なるほど」と思いながら、当然景観を守るためにはいろいろなものをまとめて重ねたほうがいいんですけども、そこに住んでいる人たちにとっては縛りになってしまいますよということもありますので、今はよくても10年後、20年後、100年後の人たちが「何でこんなものをつくってくれたんだろうね」なんて言われないように、ぜひその辺も含めて長期的スパンも含めて考えてもらえばいいのかなと思って聞いておりました。

○森山議長 ありがとうございます。まさに景観計画で私は一番大事なことだと思います。誰のための、何のための。今のお話でもそれがありましたので、ぜひそういったところをきちっとマスタープランの中でも生かしていただければと思います。

言い残しや御意見があるという方がございましたら。はい、福屋委員。

○福屋委員 会議初めに遅れまして、出た質問だったら申しわけないんですけども、第2回の住民説明会で届出対象行為等の御説明、概要版の御説明があると聞いたんですけども、その資料がここにはなかったもので、どういった内容で御説明なさるのか、もし素案があれば少し教えていただけますか。

○事務局（本間行政班長） そちらの内容については、来月末からの説明会に向け今まさに検討を進めているところで、今現時点でお示しすることはできません。

○福屋委員 そうですね。ただ、一番質問が出るところで関心もあると思うので、もし事前にでも何かあれば教えていただければ私としてはちょっと安心するといったところですよ。それで、最低限のというふうに向っているもので、大きく生活に影響することはないとは思いますが、何のためのマスタープランかということも含めて、この計画の中で大きな議題だと思いますので、先生方でまたちょっと意見を交わす機会があればありがたいです。

○森山議長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、本日の意見交換はこの辺とさせていただきます。

4 その他

○森山議長 以上で、本日予定していた議題はすべて終了しましたが、委員の皆様から、何かこの他にございますでしょうか。事務局から、何かありますか。

○事務局（本間行政班長） 次回の開催予定について御案内します。今回は、令和元年11月上旬の開催を予定しております。日程の調整や詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。

○森山議長 よろしいでしょうか。よろしいですか。それでは、これで本日の会議を終了します。
御協力ありがとうございました。

5 閉 会

○司会（武内総括） 以上をもちまして、第10回宮城県景観審議会を終了いたします。
本日は、ありがとうございました。

午後3時30分 閉会